

平成28年度第2回富田林市入札等監視委員会（会議の概要）

1. 開催日時 平成28年8月15日（火）午前9時15分～
2. 開催場所 富田林市役所 2階 201会議室
3. 議題
 - (1) 入札及び契約手続きの運用状況等について（平成28年4月～6月）
 - ①工事の発注状況について（報告）
 - (2) 発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議（平成28年4月～6月の3ヶ月分）
 - ①消防第2分団車庫詰所耐震補強工事
 - ②第三中学校屋内運動場非構造部材耐震化・運動場防球ネット改修工事
 - ③富田林市立小学校・中学校トイレ改修工事
 - ④向陽台小学校支援教室建具設置工事
 - ⑤若松第3住宅除却工事

【質問・意見等】

委員 参加業者が2社とか3・4社程度で競争入札と言えるのか。市として今後工夫していくのか。

事務局 条件付き一般競争入札になりますので、他の業者は積算したところ見積金額が合わないのでは参加されていないという事が想定できる。設計金額を上げれば当然利益が生まれるので、参加する業者数は増えるが、市は決められた中で積算しており、単純に積算金額を上げるという訳にはいかない。

委員 他の工事では、最低制限価格で落札されているところの方が多い。

事務局 建築工事はそこまで最低制限価格で落札されているのは無いと思います。土木系と建築系では積算の基準が違います。建築系は共通仮設費、現場管理費、一般管理費の直接工事費に対する率が、土木系に比べて非常に少ない。という事は利益率が少なく、落札率が高くなるのが現状だと思います。

委員 土木の方が利益率高そうですという話に聞こえてくるが、案件⑤はどうか。

事務局 とび土工ですが、積算は建築です。

委員 8,100万の処、5,400万で2,700万の幅が有るが。

事務局 若松第3住宅の除却工事につきましては、建築の経費で計算しておりますので経費率は低いです。今回落札率が低いというのは、落札された市外業者は解体工事を専門にされている会社という事で、安く出来ているのかなと想定している。

委員 他の入札されている業者との格差も大きいですね。

事務局 他のは会社は専門で解体工事はやられてはいないので、どうしても専門でされているところよりは高くなって来る。

委員 落札された業者の特別な理由があつて安く落札できたという話ですが、最低制限価格そのものが66.7%ということで非常に低くなつてゐる、これは今仰られた以外に理由は有るのか。

事務局 解体工事につきましては、資材がほとんど発生しないので、業者の企業努力で下げられる部分が大いのかという事で、最低制限価格の率を変えさせて頂いております。ただ、今回の入札結果から分かるのは、専門としている業者はこの金額でも対応は出来るが、専門としていない建設業者は対応できないのかなというのもあり、今後この最低制限価格の定め方については検討していかなければいけないと考えております。

委員 条件付の2件を除いては最低制限価格で入札されている。最低制限価格をもっと下げた方が多くなるのではという見方も出てくるが。

事務局 下げると参加業者数が少ないという事に拍車が掛つてくる。

委員 工事内容によりますかね。

事務局 最低制限価格を下げると、建築工事はもっと業者数が減つてくる。

委員 別に最低制限価格ですから、最低で入れる必要はない。

事務局 仕事を取るには最低制限価格で入れないと仕事は取れないという風潮になつており、最低制限価格で出来るかできないかという部分で入札に参加するかを決められているところが多い。

委員 最低制限価格の設定について工事の内容によると思うが、案件⑤で66.7%、その他では85%と、今後最低制限価格の設定について柔軟性を持たせるというか、考慮していかないといけない。

事務局 案件⑤については、物の取壊しという事も有り、特別な最低制限価格の設定を試行させて頂いているところですが、入札結果からも、特別出来る方はその価格で出来るのかも知れないですが、この価格というのは検討が必要と感じております。

委員 元々の予定価格そのものが高すぎるという事は無いのか。

事務局 予定価格は積算の基準に基づいて。

委員 予定価格そのものをもっと下げれば良いのでは。

事務局 一定国の基準で積算は行つておりますので、好ましくない。

事務局 落札された市外業者は最低制限価格でしたが、殆どの市内業者は、最低制限価

格以上の入札金額を示されています。

委員 案件③の3カ所の小学校について、一括して発注されているのは何か理由があるのか。

担当課 夏休み工事で対応させて頂きたいという事で、まとめて発注し出来るだけ短縮させて頂いています。

事務局 以前は1校ずつ、大体1,000万円位のオーダーで出していたが、全く落札されないという事で、金額的なボリュームを持たないと応札しづらいという事も有ります。

事務局 今後の工事におけます最低制限価格ですが、平成29年4月から、基準の算出式を見直す事になりました。

本市では行革の一環としても見直さず、見送ってきたが、新しいモデルへ移行しようという事になりました。

除却工事が特殊な工事内容では無いという理由だけで最低制限価格を抑えるというのは、説明がつかない。除却工事と言えども同じ工事内容として、最低制限価格を設定すべきというのが懸案事項です。これにつきましても検討中です。

事務局 最低制限価格で取ると結局下請けを叩いたり、従業員を保険に入らせなかったりというところにしわ寄せが行っている。出来るから良いという訳ではない。国としては適切な価格で落札頂き、建設業界を持続させなければという事もあり、しきりに最低制限価格を上げてきている。

委員 入札資格には当然、社会保険に入っている事となっているのか。

事務局 今のところは、していません。

委員 大手民間は下請に対してまで、社会保険に入っている事を確認しておられる。

事務局 国交省も、一次下請け、二次下請けまで見ておられるとお聞きしています。

委員 そのしわ寄せ的なもので、下請けの方が社会保険料を払わないといけないので経営の方が厳しくはなっているんだろうけど。

事務局 その代わりに価格面で見るとというのが国交省の考え方と思います。

4. その他

- (1) 次回の開催日時について
- (2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について
- (3) 委員の任期について

5. 出席者

委員 3 名、工事関係課 10 名、事務局 4 名